

別表様式（第25条関係）

表 面

独立行政法人中小企業基盤整備機構法第26条第2項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書		第	号
写	押出 スタ ンプ	氏 名	職 名
真		年 月 日 生	年 月 日 発行
		経済産業大臣	⑩

備考

用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

裏 面

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）抜すい
（報告及び検査）

第26条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第17条第1項又は第2項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第34条 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。